

改正建築物省エネ法・建築基準法の 円滑施行に向けた取組について

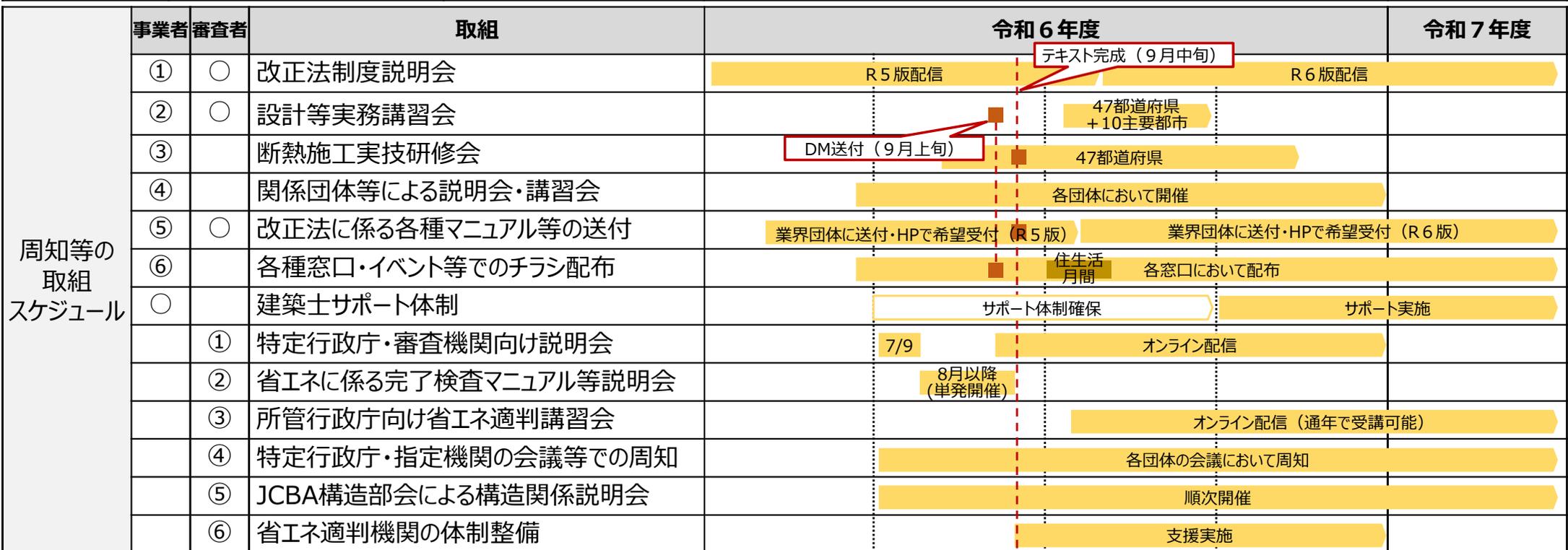
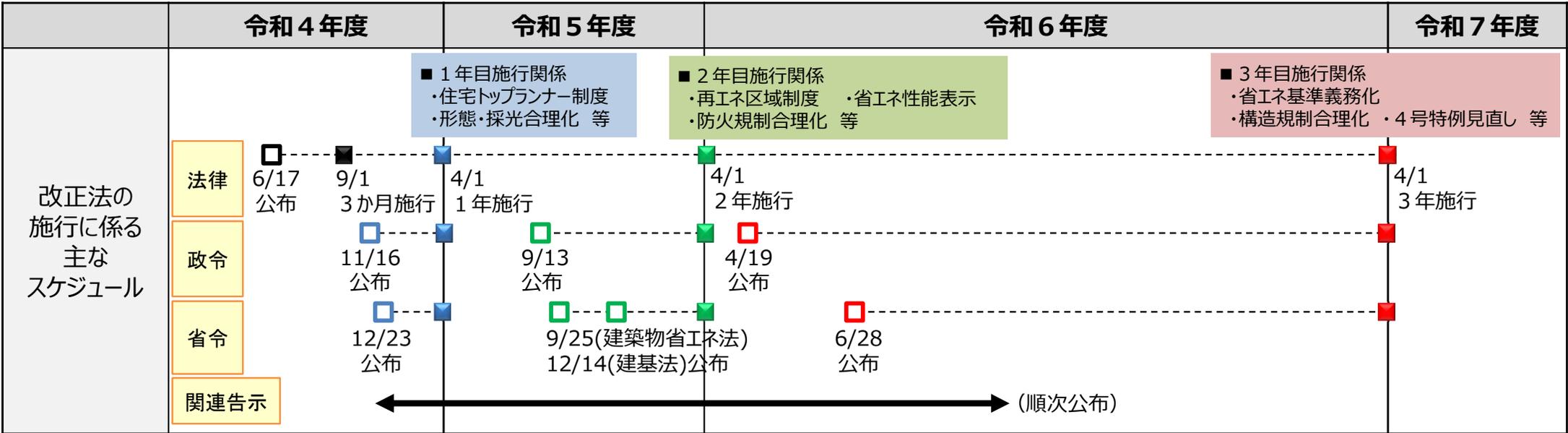
令和6年6月27日

国土交通省 住宅局建築指導課

参事官（建築企画担当） 付

円滑施行に向けた取組の全体像について

改正法全面施行に向けたスケジュール(予定)



<事業者向け周知方策>

	目的	対象者	実施回数・時期	備考
①改正法制度説明会	<ul style="list-style-type: none"> 制度（政省令含む）を中心とした全体像の周知【共通】 	広く関係者 （建築士、審査者、関係事業者等）	【R5】11月 10主要都市×1回 【R6】 動画配信（通年）	オンライン講座としてHPで通年受講可 ※動画は秋頃R6版に更新の上、R7以降も継続配信予定
②設計等実務講習会	<ul style="list-style-type: none"> 制度（政省令含む）を中心とした全体像の周知【共通】 建築物省エネ法の手続きや仕様基準等の習熟 旧4号に係る手続き、図書、構造基準の習熟 	中小の工務店・建築士 （審査者も可）	【R5】11月～2月 対面：全都道府県×1回 動画：通年配信 【R6】10月中旬～12月予定 対面：全都道府県×1回 （10主要都市は2回） 動画：通年配信	9月上旬（予定） に ・DMによる周知 ・プレスリリース ・予約開始 ※テキストはR6版に更新予定 ※動画は秋頃R6版に更新の上、R7以降も継続配信予定
③断熱施工実技研修会	<ul style="list-style-type: none"> 断熱施工技術への習熟 	中小の工務店・建築士	【R5】6月～2月 都道府県単位 【R6】8月上旬～1月を予定 都道府県単位	7月上旬 から予約開始予定
④関係団体等による説明会・講習会	<ul style="list-style-type: none"> 関係団体（業界団体、特定行政庁、指定機関）等が関係する会員等向けに実施 	関係団体の会員事業者等	【R5】 【R6】7月以降順次の開催を依頼	※各団体の講師養成のための国交省からの講師派遣・テキスト提供を要請に応じて実施
⑤改正法に係る各種マニュアル等の送付	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ手続き、4号特例の見直し等に係る申請・審査マニュアル等について、希望者に対して個別資料発送 	業界団体・事業者等	【R5】講習会等時の配布、DMでの個別送付 【R6】HPで随時希望受付	R6版資料の作成（10月頃を予定）後は、送付資料をR6版に切替え
⑥各種窓口・イベント等でのチラシ配布	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ適判に必要な制度や評価方法に係る理解を深めること 	広く一般	【R5】DMでの個別送付、各団体を通じた配布 【R6】各種窓口：通年配布、DMの個別送付	

<審査者向け周知方策>

	目的	対象者	実施回数・時期	備考
① 特定行政庁・審査機関向け説明会	・改正法のうち特に確認審査に関連する事項、審査項目増大に関する情報提供	特定行政庁・指定確認検査機関	【R6】7月9日予定 東京1回 (対面・オンライン併用)	※審査者向け情報として編集の上、対象者限定オンライン配信を検討
② 省エネに係る完了検査マニュアル等説明会	・省エネに係る完了検査等に関する情報提供	特定行政庁・指定確認検査機関 所管行政庁・省エネ適判機関	【R6】8月以降を予定 オンライン1回	開催の約1ヶ月前に予約開始予定
③ 所管行政庁向け省エネ適判講習会	・省エネ適判に必要な制度や評価方法に係る理解を深めること	所管行政庁	【R5】10月～1月 動画配信 【R6】秋頃を予定 動画配信(通年を予定)	
④ 特定行政庁・指定機関の会議等での周知	・審査項目増大に関する情報提供 ・審査者(特定行政庁・指定確認検査機関)の体制整備	特定行政庁・指定確認検査機関	【R6】夏以降の会議の機会を捕まえた周知を依頼	
⑤ JCBA構造部会による構造関係説明会	・審査者(特定行政庁・指定確認検査機関)の体制整備	特定行政庁・指定確認検査機関	【R6】9月以降を予定	東京都主催の説明会は9/4、9/12に開催予定
⑥ 省エネ適判機関の体制整備	・適判機関における人材育成・体制強化等への支援	省エネ適判機関	【R6】秋頃を予定	

建築士サポート体制について



- 改正法の全面施行の際、事前周知活動のみでは十分に情報が行き届かない申請者が一定数生じる可能性を踏まえ、これらの申請者に対し、**申請図書**の作成や申請手続きについて個別にサポートする体制を全都道府県において構築する。
- 令和5年度は、サポート実施上の課題や留意点を把握するため、8県において**先行的にサポート体制を立上げ**。
- 令和6年度は、先行実施で把握した課題・留意点を踏まえ、**国においてサポート体制確保・運営マニュアルを作成**した上で、各都道府県にサポート体制の構築を依頼し、**遅くとも令和7年1月からのサポート実施**を目指す。

<サポート事業実施方法（例）>

- **実施主体（事務局）**
各都道府県の建築士会、建築士事務所協会、建築住宅センター等
- **サポート員**
建築基準適合判定資格者、構造計算や省エネ計算に慣れた建築士から選定
- **サポートの流れ（例）**
 - ① 申請者が事務局にサポートの申込み
 - ② 事務局が対応可能なサポート員を選定して日程等を調整
 - ③ サポート員が申請者から提出された図面等一式をあらかじめ確認
 - ④ サポート員から申請者に対して助言・指摘等を実施（対面又はWEBミーティング）
- **費用**
サポート業務の実施に係る以下の費用を国費で補助予定
 - ・サポート員及び事務局職員の人件費
 - ・サポート業務の実施に係る会議室費用、交通費
 - ・サポート体制確保に要する経費（周知費含む） **（拡充）**

<改正法全面施行に向けたスケジュール>

R5年度		先行県	8県※においてサポート体制の先行立上げ ※岩手県、静岡県、奈良県、鳥取県、山口県、徳島県、長崎県、鹿児島県
R6年度	春～夏	国	先行実施県における課題・留意点のとりまとめ （5/29都道府県担当者打合せにて共有）
	夏頃	国	サポート体制実施マニュアルの作成
		国	サポート体制の構築を正式依頼 （7/9都道府県担当者向け説明会開催）
	夏～秋	全国	サポート体制の構築・調整
	秋	事務局	全国のサポートセンターとの委託契約 （10月にサポートセンター事務局向け説明会の開催、11月以降契約）
	遅くとも1月～	全国	サポート実施（令和7年度も継続）
R7年度	4月～	全国	改正法全面施行 （全国の取組状況踏まえ終期を検討）

R5年度先行実施県における課題・留意点

I. 幹事団体の選定

- 複数団体が事務局を希望する場合の事務局体制の望ましい姿
- 指定確認検査機関は、審査業務に精通している一方、**改正法施行前後の業務量増大にも対応が必要**

先行県以外からの質疑も踏まえマニュアルに反映

- 関係団体の特性を踏まえた調整手順・サポート体制図を例示
- サポートニーズに応じた関係団体相互の協力体制の確保策を例示

II. サポート開始までの準備

- サポート業務と特定行政庁・指定確認検査機関の審査を円滑につなぐための、**関係者による情報共有・意見交換のためのプラットフォームが必要**
- サポートによる個人情報や秘匿情報の取扱いへの配慮が必要

- 特定行政庁・指定確認検査機関（・関係団体）の情報共有体制確保
- 守秘義務条項等の設定
- 申込書、周知項目のひな形や先行事例提供による事務局負担減

III. サポート業務

- 真にサポートが必要な建築士に**サポートが行き渡るための前さばきが重要**
- 都市計画区域外などの遠方や、離島への配慮が必要
- 申請書一式を作成しての相談にハードルを感じる方もいる

- 事前電話サポートの設置を可能に
- オンライン含む多様な相談方法の設定
- 申込時の柔軟な対応など、工夫方法を例示

IV. サポート員の選定・養成

- 真にサポートが必要な建築士・相談件数の見込みの考え方
- サポート時に法令の解釈や運用に乖離が生じることがないか
- サポート員が**建築士の場合、審査業務に精通しているわけではない**

- 必要なサポート員の数の考え方・見込み対応件数イメージの提供
- 標準的なサポート内容・対応例の提供
- 都道府県等にサポート員養成への協力を要請

V. 周知方策

- 真にサポートが必要な建築士に情報が届くための**周知策の検討・工夫が必要**

- 国等HPでの都道府県窓口一覧提供
- 国DMによるサポート体制制度周知
- 地域別説明会等の開催を要請

(仮称)サポート体制確保・運営マニュアル

- 令和5年度に実施した、先行8県におけるサポート体制構築過程・サポート業務実績等を踏まえて、**(仮称)サポート体制確保・運営マニュアルを作成。**
- **体制確保・運営に必要な情報を網羅**できるよう、関係者の意見を踏まえ、**令和6年夏公表後も都度見直し。**

<マニュアルの構成 (案) >

1. 導入

【A4 1ページ程度】

- (1) サポート体制確保の目的
- (2) 体制確保の流れ (スケジュール)
- (3) 都道府県の役割

…サポート体制確保の必要性・全体像を簡潔に示す

2. サポート体制の構築

【A4 5～6ページ程度】

- (1) 最低限決める必要があること
- (2) 地域の実情に応じて対応するポイント
- (3) サポート員の養成
- (4) 体制構築事例

…誰がいつ何を意思決定しなければならないのかを簡潔に示す
 …個別対応件数を減らすための周知等先行8県での知見を示す
 …必要人員やスキル、サポート員への支援策の例を示す
 …先行8県での構築事例 (幹事団体別) を示す

3. サポート事業の運営

【A4 5～6ページ程度】

- (1) 契約手続き等
- (2) 標準的なサポート業務の内容
- (3) 報告方法 (実績管理システムを活用)
- (4) 完了実績報告・清算等
- (5) 困ったときの問い合わせ先

…事務局との事務的な契約手続きの内容を示す
 …主なサポート業務の内容や手順を示す
 …実績方向システムの活用方法や報告事項を示す
 …年度末の完了報告や補助金清算手続きの流れや内容を示す
 …本事業における問合せ先やQ&Aを示す

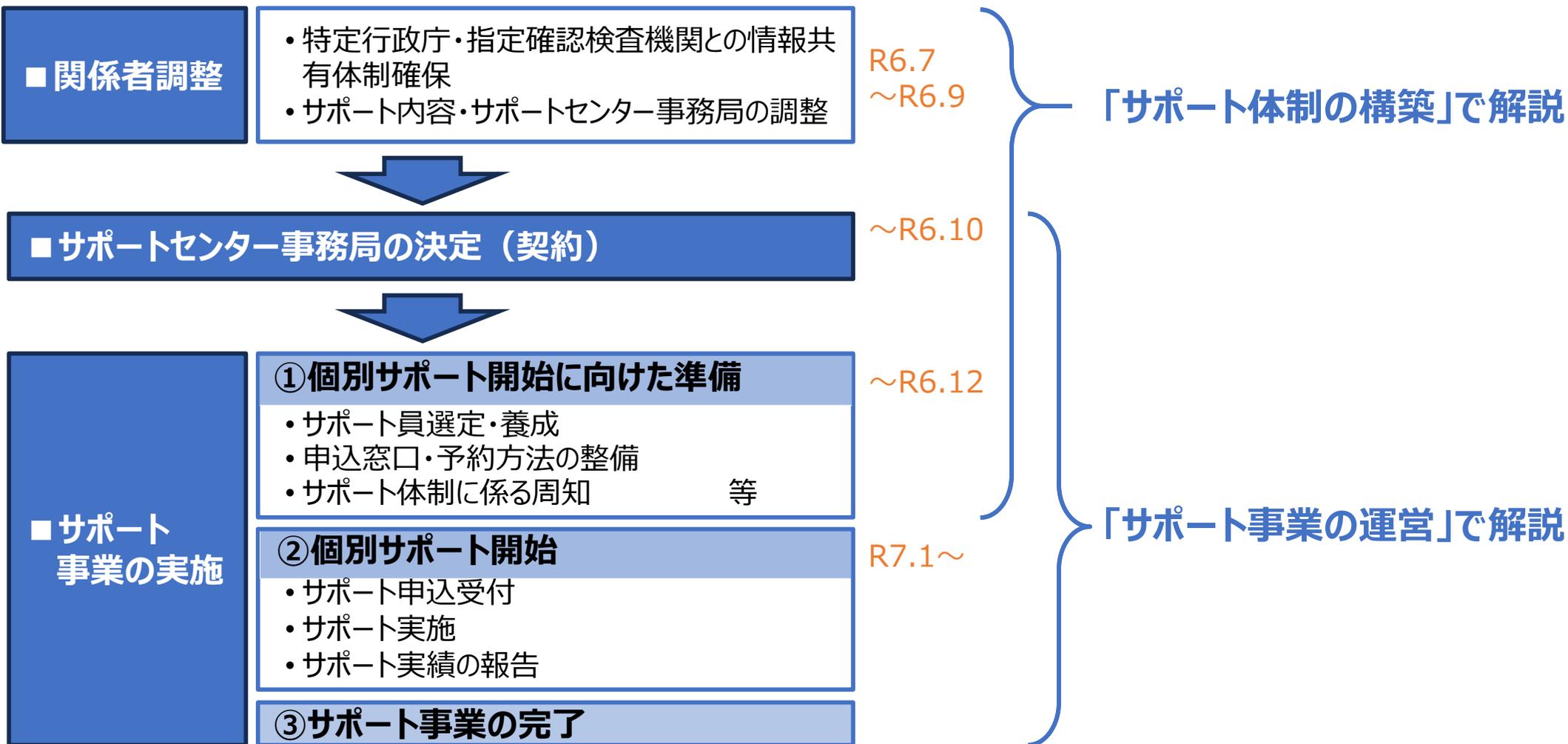
4. よくあるお問合せ集 (暫定版)

… (ニーズに応じて) 対応例を示す ※ 1月以降は半月に1回程度更新【P】

1. (2)体制確保の流れ

- 都道府県における検討開始から、サポート事務局の決定・事務事業者との契約に至るまでの「サポート体制の構築」までの流れと、契約後の具体的な個別サポート業務の内容や実績報告手続き等を行う「サポート事業の運営」に係る内容についての全体像は以下のとおり。

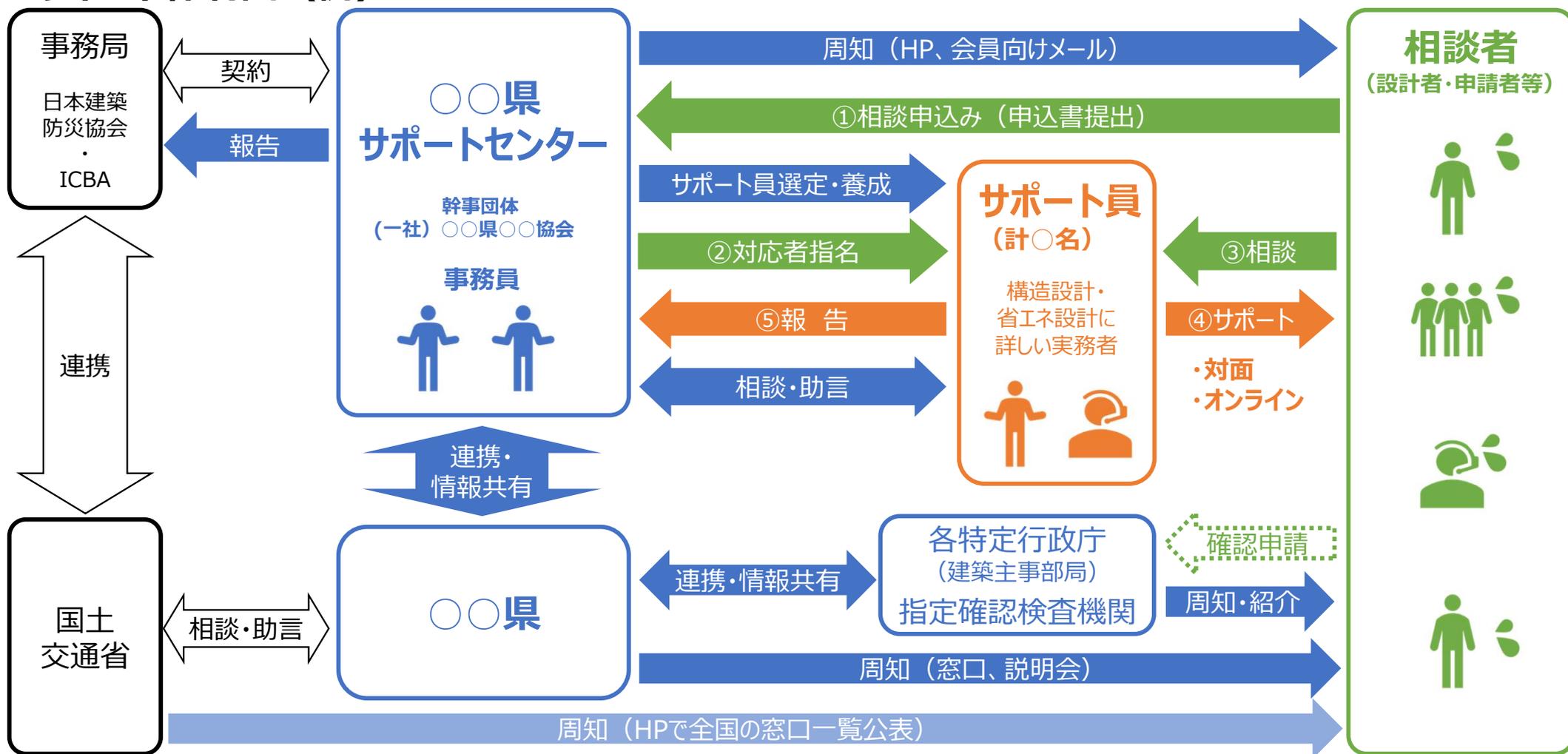
<サポート体制確保の流れ (例) >



サポート体制図(イメージ)

- 都道府県単位で建築士の個別サポートを行うサポートセンターを開設し、建築士等の相談者からの求めに応じて、サポート員が個別サポートを行う。
- 都道府県や管内の確認申請窓口・審査者においても、サポート体制のバックアップ・情報連携を行い、サポート窓口の周知を行う。

<サポート体制図(例)>

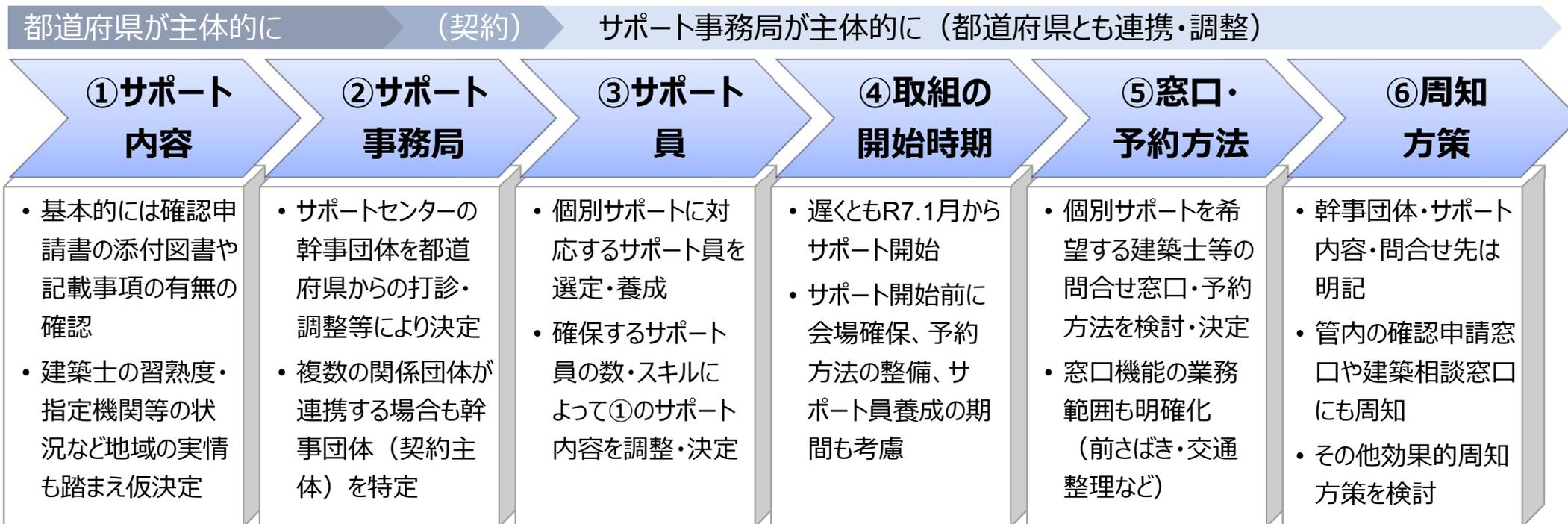


2. (1)最低限決める必要があること

- 個別サポート体制は確認申請手続きの前段階での困りごとや相談を引き受けるため、どのようなサポート体制を構築するのか、**地域の建築士の改正法に対する習熟度**や**都道府県内の特定行政庁・指定確認検査機関の審査体制の確保状況**も踏まえて、**関係者で相談して方針を決定**する。
- その上で、最低限①サポート内容②サポート事務局③サポート員④取組の開始時期⑤窓口・予約方法⑥周知方を**以下に配慮しながら、サポート事務局とともに決定**する。

<サポート体制の構築までの流れ（例）>

①都道府県・管内特定行政庁・指定確認検査機関（・業界団体）との情報共有体制の確保



サポート事業の開始

建築士個別サポートの対象・内容(イメージ)

○ 地域の建築士の習熟度に応じて、サポート対象範囲・内容を決定。(マニュアルにて標準的な業務を例示予定)

<建築士の取組段階ごとの困りごとと対応策(例)>

